

檀原市総合プール重大事故
調査報告書

別冊資料編

目次

【別冊資料A】 檀原市総合プール重大事故調査会議設置規程.....	1
【別冊資料B】 檀原市総合プール重大事故調査会議の調査方針.....	3
【別冊資料C】 檀原市公園条例（平成 28 年度時点）	11
【別冊資料D】 50m公認プールの管理状況に関する調査票.....	33
【別冊資料E】 外部専門家による分析評価.....	36

【別冊資料A】 橿原市総合プール重大事故調査会議設置規程

○橿原市総合プール重大事故調査会議設置規程

平成 29 年 6 月 13 日訓令甲第 15 号の 2
改正

平成 29 年 7 月 27 日訓令甲第 19 号
平成 30 年 3 月 6 日訓令甲第 8 号
令和 2 年 3 月 31 日訓令甲第 39 号
令和 2 年 10 月 23 日訓令甲第 57 号
令和 3 年 6 月 8 日訓令甲第 20 号
令和 3 年 8 月 4 日訓令甲第 28 号
令和 4 年 3 月 31 日訓令甲第 16 号

(設置)

第 1 条 橿原市総合プールにおいて発生した重大事故に関して、事故の原因究明並びに再発防止に向けた調査及び検討を行うため、橿原市総合プール重大事故調査会議（以下「事故調査会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 事故調査会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故の原因及び発生状況の調査及び検証に関すること。
- (2) 事故の再発防止に関すること。
- (3) その他事故調査会議が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 事故調査会議は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 副市長
- (2) 倫理統制監
- (3) こども・健康スポーツ部長
- (4) 総務部副部長（危機管理課担当）
- (5) 教育総務課長
- (6) その他市長が必要と認める者

2 会議に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、第1項第2号に掲げる者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 事故調査会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 事故調査会議の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、事故調査会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成29年7月27日訓令甲第19号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成30年3月6日訓令甲第8号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和2年3月31日訓令甲第39号）

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年10月23日訓令甲第57号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和3年6月8日訓令甲第20号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和3年8月4日訓令甲第28号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（令和4年3月31日訓令甲第16号抄）

1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

【別冊資料B】 橿原市総合プール重大事故調査会議の調査方針

橿原市総合プール重大事故調査会議の調査方針

橿原市総合プール重大事故調査会議（以下「事故調査会議」という。）の目的は、事故状況を可能な限り公平かつ公正な立場で客観的に調査を行い、調査を通じて明らかになった事実をもとに、事故の原因究明と再発防止策などを提言することである。

したがって、事故調査会議は、本件事故の事実を可能な限り客観的な資料に基づき認定し、これらの事実をもとに意見を取りまとめることなどを検討及び確認する。なお、本件事故の調査・検証に当たっては、専門的見地や第三者としての客観的な立場から、外部専門家に意見及び指導協力を求めるものとする。

そこで、事故調査会議は、事務局に対し、外部専門家の意見及び指導協力の下、次の調査・検証を行うことを指示し、当該調査結果等をもとに事故調査会議と外部専門家で協議して、調査結果を取りまとめていくこととする。

1. 関係機関への調査

(1) 大学引率教員並びに水泳実習参加学生

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況（但し、橿原市総合プールに設置された監視カメラ記録映像から確認できる大学関係者の行動状況の事実検証に限る。また、大学が行う調査に協力し、必要な資料の提供を求める。）

(2) プール管理業務受託者担当社員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、プール安全管理体制と教育指導内容、警備賠償保険加入状況など

(3) プール管理業務受託者業務従事者（アルバイト等）

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、プール安全管理勤務状況など

(4) 橿原運動公園指定管理者担当職員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、業務委託状況、施設管理運営状況など

(5) 橿原市魅力創造部スポーツ推進課担当職員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、指定管理状況、施設設置状況など

(6) 奈良県広域消防組合消防本部担当職員

調査事項：救急隊要請状況、初期救急救命処置状況

- (7) 橿原警察署担当職員
調査事項：事故捜査状況
 - (8) 奈良県立医科大学附属病院高度救急救命センター担当医師
調査事項：搬送時から死亡判定に至る経緯
 - (9) 事故当事者及びご家族
調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、遺族心情、健康状況、生活習慣、水泳経験や能力、事故調査会議への要望など
- ※ 既に聴き取り等の調査が行われ、事故調査会議と外部専門家がその調査方法や内容が信頼できると判断したものについては、当該調査資料を活用する。

2. 事故発生時の再現検証

- (1) 事故発生時の 50m プール再現調査（視認状況）
 - (2) 事故発生後の救助並びに初期救急救命処置状況
再現検証方法：大学引率教員、プール管理業務受託者担当社員並びに業務従事者（アルバイト等）の初期救命救急処置実施状況を再現検証
- ※ 再現検証の実施に当たっては、関係機関へ協力を求める。

3. 関係資料の収集と整理

本件事故には複数の機関が関与しており、各関係機関が保有する情報を収集する必要がある。関係機関への調査に当たり、必要に応じて情報提供を求め、調査記録を整理するものとする。なお、関係機関からの提供資料については、著作権法を遵守し、著作物の取扱いに十分配慮するよう努める。

4. 外部専門家による調査資料データの分析

- (1) プール安全管理業務並びに初期救急救命処置に関する分析
 - ① 安全管理業務体制（システム）
 - ② 安全管理業務契約監理状況
 - ③ 教育指導状況（監視業務、救助業務、初期救急救命処置業務など）
 - ④ 事故に対する緊急対処業務状況
 - ⑤ 初期救急救命処置状況
 - ⑥ 水泳経験と能力の状況
 - ⑦ その他、調査に必要な事項
- (2) 医学的状況に関する分析
 - ① 死因と死亡に至る経緯
 - ② 救助時の身体的な状況と初期救急救命処置状況
 - ③ 救急搬送時の身体的な状況と救急救命処置状況

- ④ 既往歴やその他の死因の有無に関する状況
 - ⑤ 潜水潜行と水没を起こした状況
 - ⑥ 水泳経験と能力の状況
 - ⑦ 直前の体調（摂食、睡眠時間など）の状況
 - ⑧ 血液検査状況
 - ⑨ 胸部レントゲン検査状況
 - ⑩ 胸部腹部 CT 検査状況
 - ⑪ その他、調査に必要な事項
- (3) 学外実習指導時の行動状況に関する分析
- ① 大学引率教員、水泳実習参加学生の行動状況
 - ② その他、調査に必要な事項

5. 事故調査会議への関係機関の参加

本件事故の調査及び検証に、より一層の公平・公正性を期すため、橿原運動公園指定管理者と同様に、本件事故に関与するプール管理業務受託者及び大学に対して、事故調査会議へオブザーバーとしての参加を求めていく。

6. 事故状況の事実認定及び報告書類の作成

本件事故の事実認定に際しては、可能な限り客観的な資料に基づき認定する。また、調査検証の状況等を踏まえつつ、各関係機関において必要な調査資料を可能な範囲で共有できるように努め、共通の認識を得られるよう緊密な連携を図りながら進めるものとする。事故調査会議の報告書類の作成に当たっては、外部専門家の意見及び指導協力の下、各関係機関とも十分に協議を重ねて、取りまとめていく。なお、関係機関からの提供資料については、著作権法を遵守し、著作物の取扱いに十分配慮するよう努める。

7. 調査方針の制・改定

事故調査会議の調査方針は、外部専門家の意見及び指導協力の下、事故調査会議の審議または承認を経て制定または改定するものとする。

(制改定の経緯)

- ・ 平成 29 年 8 月 23 日 第 3 回事故調査会議 制定
- ・ 平成 30 年 2 月 13 日 第 5 回事故調査会議 改定

本件事故の調査及び検証に、より一層の公平・公正性を期すため、橿原運動公園指定管理者と同様に、本件事故に関与するプール管理業務受託者及び大学に対して、事故調査会議へオブザーバーとしての参画を求めることとした。

- ・ 平成 30 年 7 月 2 日 第 8 回事故調査会議 改定

各関係機関に対し調査協力を求めてきたが、平成 30 年 5 月 31 日付けの大学からの回答により、本件事故の調査検証に係る協力依頼に対する大学としての基本方針

が示されたことを受け、外部専門家の意見及び指導の下、大学関係の調査対象者及び調査項目等を見直すこととなった。

- ・ 平成 30 年 8 月 17 日 事故調査会議 委員承認 改定

平成 30 年 7 月 26 日付けの大学からの申し入れにより、大学との連携・協力及び資料の取扱い等を追記することとなった。

以上

樞ス推第 4327 号
平成 30 年 4 月 11 日

学校法人 冬木学園
畿央大学
学長 冬木 正彦 様

樞原市長 森 下 豊



樞原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力について（依頼）

陽春の候、貴学におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本日はご多忙の折、貴重な機会をお取り計らい頂きましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、本市では樞原市総合プール重大事故調査会議を設置し、外部専門家や関係機関へ協力を求めながら、事故の原因究明並びに再発防止に向けた調査検証を進めています。これまで貴学とも協議を重ねてまいりましたが、本調査の精度及び確度を向上させ、公平かつ公正で、信頼性の高い調査結果を得るためには、関係機関とのより一層の連携体制を築くことが必要不可欠となります。

つきましては、本件事故に関する調査及び検証を行うに当たり、改めまして貴学の一層のご理解とご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

記

1. 協力依頼事項

- ・ 事故調査会議へのオブザーバー参画
- ・ 事故の状況及び貴学の安全管理体制等の調査（聴き取り調査及び資料提供）
- ・ 事故発生後の救助並びに初期救急救命処置状況の調査（聴き取り調査及び再現調査）
- ・ その他、本件事故の調査及び検証に必要な事項

1. 聴き取り調査等の対象者

- ・ 教員採用試験対策水泳実技指導の関係職員
- ・ 平成 28 年 7 月 29 日の教員採用試験対策水泳実技指導の引率教員及び参加学生

以上

畿央大 第57号

平成30年5月31日

橿原市長
森 下 豊 様

学校法人冬木学園 畿央大学
学長 冬木 正彦



橿原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力並びに協力依頼について

状況に鑑み、常識的な挨拶文を省略させて頂く非礼をお詫び申し上げます。

さて、平成30年4月11日付け橿推第4327号にて貴職よりご依頼のありました件に関し、下記の通り回答申し上げます。

併せて下記の要望と依頼事項に関し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記



【回答】

1. 事故調査会議へのオブザーバー参加に関しましては、貴会議の審議等について見守り記録させて頂くという趣旨で参加させて頂きます。この趣旨に則り、貴会議の審議に影響する発言は控えさせて頂きます点をご理解頂き、■■■■と事前に確認させて頂いている内容として、オブザーバー参加によって知り得た情報に関し、■■■■と共有させて頂くことを参加の条件とさせて頂きます。
2. 聴き取り調査へのご協力については、文書にて質問を頂き、文書にて回答をさせて頂く方法で協力させて頂いておりますが、改めて本学の本件に対する基本方針を示させて頂き、その方針に沿った対応をさせて頂きます。

(基本方針)

1. 畿央大学とプール管理者では、本件事故に対する振返りのアプローチが異なるのは当然であり、それぞれがそれぞれの立場で、真剣に取り組むことが求められます。
2. 従って、本学は教育機関として、責任をもって調査解明にすでに当たっている状況です。
3. そして、プール管理者はその立場で、調査究明に当たってもらいたいと願うのは利用者であった本学の切なる要望です。
4. その上で、お互いの調査結果を情報提供し合うのは、これまたあるべき姿であります。

【梶原市総合プール重大事故調査会議の調査方針とその運用について（要望）】

1. 貴市総合プール重大事故調査会議の調査方針（改定①：第5回事故調査会議（平成30年2月13日））において、学校法人ないし本学が同意しているかのように記載し、それに基づくご依頼を頂くことは厳に慎んで頂きたいこと。
2. 学生・卒業生への影響が出ないよう関係文書において大学名の記載については慎重にお考え頂きたいこと。
3. 本学より提供させて頂く調査資料等は、本学の著作物であることについてご配慮頂きたいこと。
4. 貴市で判断されるべき事項については、貴市において適切に判断されたいと考えております。

【監視カメラ映像の提供（依頼）】

事故当日の当該プールの監視カメラ映像に関しまして、本学での事故の検証及び再発防止策の改善のため、ご提供頂きますようお願いいたします。

以 上

平成 30 年 7 月 26 日

横浜市総合プール重大事故調査会議 事務局 御中

学校法人冬木学園 理事長室会議

貴市総合プール重大事故調査会議調査方針へのコメントと今後の対応について

この度は、本学の調査検証に係る基本方針をご理解頂き、貴市総合プール重大事故調査会議調査方針の見直し、改定を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

今後も、ご遺族のお気持ちにできる限り配慮しつつ、貴市と協力を重ね、本件の対応を進めて参る所存でございます。

今後の協力対応について、具体的検討・実施段階となっているものを前に進めて参りたく、改定された調査方針の改定趣旨をより明確にするとともに、解釈の疑義をなくすため、以下の 3 点についてご確認と追記のご検討をお願いしたいと考えております。調査方針への具体的なコメントとさせていただきますが、実対応は並行して進めて参りますので、本学の意図についてご理解頂き、相互の協力対応に関しましては宜しくお願い申し上げます。

第 1 点 大学関係者に関する調査については、大学にお任せください。

1. 関係機関への調査、(1) 大学引率教員並びに水泳実習参加学生
(追記案) 大学が行う調査に協力し、資料の提供を求める。

第 2 点 市が行う調査検証については、大学は「参加」ではなく、協力致します。

2. 事故発生時の再現検証
(追記案) 大学には協力を求める。

第 3 点 大学から収集又は提供された資料の扱いについては、著作権法の遵守（例えば、引用部分のクレジット表示や表現の変更はしない）をお願いいたします。

3. 関係資料の収集と整理
(追記案) 大学から提供された資料の扱いについては、著作権法を遵守する。
6. 事故状況の事実認定及び報告書類の作成
(追記案) 大学から提供された資料の扱いについては、著作権法を遵守する。

追記についてご検討頂きたいのは上記 3 点でございます。

5. 事故調査会議への関係機関の参加

に関し、特に追記等は求めませんが、以下のコメントを付させていただきます。

貴市が行う調査・検証の公平・公正性を高めることについては協力を致します。本学が行うべき調査へのご協力と本学提供の報告書等資料について、著作権法を遵守した取扱いをして頂けることを前提として、オブザーバとして参加させていただきます。

但し、オブザーバの位置付けでの会議への陪席ですので、貴市が作成される報告書においては（大学側の責任において調査すべき事項については、貴市はその提供を受けてクレジット付きで貴市の報告書に記載するなど、貴市と大学双方の立ち位置が明確にされるということを前提に）適切な取扱いをされることを想定しております。

以 上

【別冊資料C】 檀原市公園条例（平成28年度時点）

○檀原市公園条例

平成17年6月30日条例第28号
改正

平成20年9月25日条例第19号
平成23年9月30日条例第14号
平成23年12月27日条例第23号
平成24年12月27日条例第43号
平成25年12月26日条例第26号
平成27年3月31日条例第20号

檀原市公園条例

檀原市公園条例（昭和45年檀原市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- （2） 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- （3） 有料公園施設 市が設置し、有料で使用させる公園施設をいう。
- （4） 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設

（公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第2条の3 市の区域内における公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の区域内における市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第2条の4 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、

次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.1ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 法第4条第1項の条例で定める公園施設の建築面積は、次の各号に掲げる当該公園の敷地面積の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積とする。

- (1) 1,000平方メートル未満の場合 敷地面積に100分の5を乗じて得た面積
 - (2) 1,000平方メートル以上2,500平方メートル未満の場合 50平方メートル
 - (3) 2,500平方メートル以上の場合 敷地面積に100分の2を乗じて得た面積
- (公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第2条の6 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、公園の機能を発揮するため特に必要があると認めるときは、政令第6条第1項各号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、市長が公共空地の確保に配慮しつつ、当該公園の規模、性格、利用目的等を勘案して定めることができるものとする。

(公園の区域変更等)

第3条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 指定された場所以外へ車両等を乗り入れること。
 - (5) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。
- 3 市長は、第1項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 公園をその用途以外に使用すること。
- (8) 前各号に掲げる行為のほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためにやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料施設等)

第8条 この条例で定める有料公園施設及び有料で使用させる附属設備（以下「有料施設等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

都市公園名	有料施設等の種類	
檀原運動公園	公園施設	檀原市総合プール
		軟式野球場
		ソフトボール場
		テニスコート（A）
		屋根付運動場
		硬式野球場
		多目的グラウンド
		テニスコート（B）
	附属設備	軟式野球場照明設備
		ソフトボール場照明設備
		テニスコート（A）照明設備
		屋根付運動場照明設備
		硬式野球場スコアボード
		硬式野球場放送設備
		ロッカー
		シャワー
曾我川緑地	公園施設	テニスコート
新沢千塚古墳群公園	附属設備	ロッカー

		シャワー
--	--	------

2 有料施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該有料施設等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設等を使用しようとする者の健康上支障があると認められるとき。
- (3) 橿原市総合プールの有料施設においては、小学校3年生以下の幼児又は児童で保護者等の同伴がないとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 有料施設等の管理運営上支障があると認められるとき。

（有料施設等の使用時間及び休場日）

第9条 有料施設等の使用時間及び休場日は、次に掲げるとおりとする。

都市公園名	有料施設等の種類	使用時間	休場日
橿原運動公園	橿原市総合プール	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで (ただし、専用使用については、午前 9 時から午後 5 時まで)	1 月 1 日から 7 月の第 2 土曜日の前日まで及び 9 月 1 日 (同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日) から 12月31日まで
	軟式野球場	午前 9 時から午後 9 時まで	月曜日 (月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日) 並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12月27日から同月31日まで
	ソフトボール場		
	テニスコート (A)		
	屋根付運動場		
	硬式野球場	午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、6 月15日から 8 月15日までの期間については、午前 9 時から午後 7 時まで)	
	多目的グラウンド		
	テニスコート (B)		
	軟式野球場照明設備	午前 9 時から午後 9 時まで	
	ソフトボール場照明設備		

	テニスコート（A）照明設備		
	屋根付運動場照明設備		
	硬式野球場スコアボード	午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、6 月 15 日から 8 月 15 日までの期間については、午前 9 時から午後 7 時まで)	
	硬式野球場放送設備		
	ロッカー	櫃原市総合プールに附属するもの 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (ただし、専用使用については、午前 9 時から午後 5 時まで)	櫃原市総合プールに附属するもの 1 月 1 日から 7 月の第 2 土曜日の前日まで及び 9 月 1 日 (同日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日) から 12 月 31 日まで
		上記以外のもの 午前 9 時から午後 9 時まで	上記以外のもの 月曜日 (月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日) 並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 27 日から同月 31 日まで
	シャワー	午前 9 時から午後 9 時まで	月曜日 (月曜日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日) 並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 27 日から同月 31 日まで
曾我川緑地	テニスコート	午前 9 時から午後 5 時までとする。 ただし、6 月 15 日から 8 月 15 日までの期間 (日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く。) については、午前 9 時	

		から午後 7 時まで	
新沢千塚古墳 群公園	ロッカー	午前 9 時30分から午	1 月 1 日から同月 4 日まで及 び12月29日から同月31日まで
	シャワー	後 4 時30分まで	

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、有料施設等の使用時間及び休場日を臨時に変更することができる。

第10条 削除

(有料施設等の原状回復の義務等)

第11条 第 8 条第 2 項の許可を受けた者(以下この条において「使用者」という。)が、有料施設等の使用を終了したとき、又は第18条第 1 項の規定により許可の取消し等を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを代行する。この場合における費用は、使用者の負担とする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理しようとする公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項及び変更の理由

ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) その他市長の指示する事項
(占用許可事項の軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
(設計書等の添付)

第14条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
(使用料)

第15条 法第5条第1項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。この場合における使用料については、橿原市財産条例（昭和39年橿原市条例第18号）の規定を準用する。

2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。この場合における使用料については、橿原市道路占用料に関する条例（昭和31年橿原市条例第35号）の規定を準用する。

3 第8条第2項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

4 市長は、橿原市総合プールに係る前項の使用料について、その額を割り引いた回数券を別表に定めるとおり発行する。

5 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたとき又は特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上特に必要であると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第2項の許可を受けた者が、その責に帰することができ

ない理由によって許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなった場合
その他特別の理由があると市長が認める場合においては、その全部又は一部を還付す
ることができる。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によってした
許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、
原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者又は違反しているとき。

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者又は違反しているとき。

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(4) 第8条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許
可を受けている者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置
を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためにやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第19条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第20条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前項の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第23条において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所又は所在地（同条において「氏名等」という。）を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価方法)

第21条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第22条 市長は、法第27条第6項の規定により、保管した工作物等について、規則で定める方法により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第23条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名等を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第18条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(立入検査)

第25条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、公園内の占用物件又は公園施設の使用状況及び業務について、市長が命ずる職員又はその委任を受けた者に検査

させ、その使用方法及び業務について改善その他の措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定により公園内の占用物件又は公園施設に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第26条 第4条から第7条まで及び第12条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第27条 市長は、公園及び公園施設（有料公園施設については、有料施設のみとし、附属設備を含む。）の全部又は一部の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第28条 指定管理者の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第4号から第6号までの許可に関すること。
- (2) 有料施設における第8条第2項の許可に関すること。
- (3) 第18条の規定による前2号の許可の取消し又はその行為若しくはその使用の中止に関すること。
- (4) 公園及び公園施設（附属設備等を含む。）の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第29条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに檜原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年檜原市条例第14号）の定めるところに従い、適正に公園等の管理を行わなければならない。

(使用時間及び休場日の変更)

第30条 第9条の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、使用時間及び休場日を変更することができる。

(利用料金)

第31条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、有料施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 第8条第2項の許可を受けた者は、当該指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 3 利用料金は、別表に定める使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付すること

ができる。

(特定公園施設の設置基準)

第32条 移動等円滑化法第13条第1項の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（以下「移動等円滑化基準」という。）は、次条から第44条に定めるところによる。

(園路及び広場)

第33条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 平たんとし、かつ、滑りにくいものであること。

ウ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、その前後には150センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。

エ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ カに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

カ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

キ 出入口を横断する排水溝等を設ける場合は、当該排水溝等に蓋が設けられていて、車いすやベビーカー等の車輪、つえや靴の踵(かかと)等が挟まらない構造のもので滑りにくい表面であること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けるとともに、幅が180センチメートル以上のすれ違い箇所を適宜設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分が設けられていること。ただし、地形の状況等により通路上に水平部分を確保できない場合は、通路際に車いす使用者等の退避スペースが設けられていること。

カ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平たんとし、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げがなされたものであること。

ク 砂利敷きとしないこと。

ケ 縁石を設ける場合は、切下げの幅を120センチメートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。

コ 必要に応じて手すりが設けられていること。

サ 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、当該排水溝等に蓋が設けられていて、車いすやベビーカー等の車輪、つえや靴の踵(かかと)等が挟まらない構造のもので滑りにくい表面であること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 上端及び下端並びに踊場の部分には、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等を敷設すること。

ケ 階段の寸法は、けあげ15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、けこみ2センチメートル以下とし、同一階段では各寸法は、一定であること。

コ 階段の起点、終点及び高さ250センチメートル以下ごとに120センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況

その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第41条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第34条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第35条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとし、かつ、その前後に段を設けないこと。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第38条第2項、第39条及び第40条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
(野外劇場及び野外音楽堂)

第36条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第34条第1項第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第38条第2項、第39条及び第40条の基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第37条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に近い位置に設けられていること。
- (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (3) 床の表面は、滑りにくく平たんな仕上げがなされたものであること。
- (4) 駐車位置後部には、車いすが通行可能な幅が120センチメートル以上の安全路が設けられていること。
- (5) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、分かりやすい方法により車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第38条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
 - (4) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等による水栓が設けられていること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - (2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 3 子どもの遊び場周辺等に便所が設けられる場合は、子どもが利用しやすい便器（便座）及び手洗い器が設けられていること。
- 4 乳幼児連れの利用の多い場所に設けられる便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 1以上の便房には、乳幼児いす等が設けられており、便房の出入口付近にその旨の表示がされていること。
 - (2) 乳幼児ベッド等が設けられていること（便所以外の場所に設けられる場合を除く。）。

第39条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとし、かつ、その前後に段を設けないこと。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び両側に手すりが設けられていること。

(4) くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置その他の高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 床は、平たんとすること（水勾配が設けられている場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。）。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第40条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第38条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第41条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第42条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できる文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者が見やすい位置に設けられていること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が

利用する標識について準用する。

第43条 第33条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第33条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第44条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第19号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第14号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第23号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(檀原市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 前条の規定による改正後の檀原市公園条例第8条及び第18条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第43号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第26号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次条及び附則第4条に定めるものを除き、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第20号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

都市公園名	有料施設等の種類及び使用料				
橿原運動公園	橿原市総合プール	1 普通使用			
		区分	使用料		
			1 回利用券 (個人)	1 回利用券 (団体)	回数券 (5 回 分)
		中学生以上	1,130円	左欄に掲げる	5,400円
		小学生以下	610円	額の10パーセ ントを減じた 額とする。	2,930円
	備考				
	1 使用できる施設は、競技用プール（50メートル及び25メートルプール並びにその附帯施設をいう。以下同じ。）を除く施設とする。ただし、競技用プールの専用使用のない場合は、これを含めた施設とする。				
	2 3歳児未満は、無料とする。				
	3 団体とは、20人以上をいう。				
	4 回数券の有効期限は、当該回数券を発行した年度の橿原市総合プールの開場期間内に限る。				
5 計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。					
2 専用使用					

				午後	13：00～17：00	17,280円	
				全日	9：00～17：00	34,560円	
				備考 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額とする。ただし、計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。			
				午前	午後	夜間	備考
				9：00～12：00	13：00～17：00	17：00～21：00	
軟式野球場				3,700円	4,930円	6,170円	1 本市に住所を有しない者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。 2 この表の午前の部の使用については、午後1時まで延長することができる。この場合の使用料は、当該午前の部の使用料の額に、当該使用料の1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）相当額を加算して得た額とする。 3 硬式野球場、多目的グラウンド及びテニスコートBについて、使用時間を午後7時までとする期間における午後5時から午後7時までに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）相当額とする。
ソフトボール場				2,460円	3,290円	4,110円	
テニスコート（A）				1面1時間につき720円			
屋根付運動場				1時間につき1,540円			
				午前	午後	全日	
				9：00～12：00	13：00～17：00	9：00～17：00	
硬式野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	高校生以下	入場料を徴しない場合	4,010円	5,340円	10,680円	
			入場料を徴する場合	7,710円	10,280円	20,560円	
		一般（大学生を含む）	入場料を徴しない場合	5,240円	6,990円	13,980円	
			入場	15,420円	20,570円	41,140円	

			料を徴する場合				いときは、1時間とみなす。)につき、当該午後の部の使用料の1時間相当額とする。
		アマチュアスポーツ以外の用途に利用する場合	入場料を徴しない場合	20,670円	27,560円	55,120円	4 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。
			入場料を徴する場合	41,340円	55,130円	110,260円	
	多目的グラウンド			4,930円	6,580円	13,160円	5 前各項の規定により計算した額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
	テニスコート(B)			1面1時間につき720円			
	軟式野球場照明設備			1時間につき4,320円			
	ソフトボール場照明設備			1時間につき2,160円			
	テニスコート(A)照明設備			1時間につき410円			
	屋根付運動場照明設備			1時間につき410円			
	硬式野球場スコアボード			1回1,540円			
	硬式野球場放送設備			1回1,540円			
	ロッカー			1ヶ所100円			
	シャワー			1回100円			
曾我川緑地	公園施設	テニスコート		1面1時間につき720円			
新沢千塚古墳群公園	附属設備	ロッカー		1ヶ所100円			
		シャワー		1回200円			

【別冊資料D】50m公認プールの管理状況に関する調査票

50m公認プールの管理状況に関する調査票 (1/3)

1. ご連絡先

本調査に関するご担当及びご連絡先をご記入ください。

直近の契約状況をご記入ください。

施設名			プール施設名		
所在地					
所属・部署名					
ご担当者					
TEL			FAX		
E-mail					

2. 50m公認プールの基本情報

貴施設の50m公認プールの情報をご記入ください。

名称			屋外・屋内	屋内	☐	屋外	☐
設置年			年	水面積			
プール長			m	プール幅			
レーン数			レーン	レーン幅			
水深(最浅)			m	水深(最深)			
公認の種類							
公認番号				公認期限			

3. 施設の管理運営

貴施設の管理運営の状況をご記入ください。

施設管理運営	1. 直営	☐	2. 指定管理	☐	3. 委託	☐	
	4. その他	☐	()				
施設管理者名							

プール監視業務の状況をご記入ください。

プール監視業務	1. 直営	☐	2. 指定管理	☐	3. 委託	☐	
	4. その他	☐	()				
事業者名(委託先)							
事業者の選定方法	1. 入札	☐	2. 随意契約	☐	3. 提案型	☐	
	4. その他	☐	()				

4. 50m公認プールの運用方法

4-(1) 50m公認プールの開設状況

50m公認プールの開設状況(定休日を除く)をご記入ください。

開設期間	1. 通年	☐	2. 定期	☐	()	から	まで
	3. その他	☐	()				
使用時間	時		分	～	時		分

50m公認プールの管理状況に関する調査票 (2/3)

4-(2) 50m公認プールの一般開放

4-(2)-① 開放状況

50m公認プールの一般開放の状況をご記入ください。

一般開放	1. 一般開放していない ☐	2. 部分開放している ☐	3. 全て開放している ☐
開放方法			

4-(2)-② 入水制限

50m公認プールの一般開放時に入水制限として定められている事項をご記入ください。

身長		泳力	
年齢(学年)		保護者	
その他			

4-(2)-③ 禁止・制限事項

50m公認プールの一般開放時に使用制限として定められている事項をご記入ください。

1. 飲酒	☐	3. 飛び込み	☐	5. 装具(眼鏡、貴金属類等)	☐	6. 水泳帽なし	☐	8. 持病・体調不良	☐
2. 飲食	☐	4. 潜水・潜行	☐			7. 浮輪(道具)	☐	9. 刺青・タトゥー	☐
10. その他									
使用制限 案内方法	1. 全て放送案内している ☐		2. 一部を放送案内している ☐		3. 看板等で掲出している ☐		4. 監視員が周知している ☐		

5. 監視体制

5-(1) プール施設の監視体制

プール施設(50m公認プールを含む)の監視体制(マニュアル等に定める配置に基づく)をご記入ください。

監視員総数(最大)		ポスト		プール施設の総水面積		m ²
-----------	--	-----	--	------------	--	----------------

5-(2) 50m公認プールの監視体制(プール監視業者等が配置する監視員)

専用使用時の50m公認プールの監視体制(マニュアル等に定める配置に基づく)をご記入ください。

専用使用時※1	監視台	監視員	その他	合計
繁忙期(最大)			< >	
通常期(平均)			< >	
閑散期(最少)			< >	

※1: 50m公認プール専用使用のみの場合

一般開放時の50m公認プールの監視体制(マニュアル等に定める配置に基づく)をご記入ください。

一般開放時※2	監視台	監視員	その他	合計
繁忙期(最大)			< >	
通常期(平均)			< >	
閑散期(最少)			< >	

※2: 50m公認プールの部分的な一般開放を含む。

50m公認プールの管理状況に関する調査票 (3/3)

5-(3) 監視員の資格要件

監視員の資格・受講等の要件や教育訓練として実施されている事項をご記入ください。

<雇用時・着任前>	
<日常・定期>	

5-(4) 監視員の交代方法

監視員のローテーション状況(配置時間、休憩方法等)をご記入ください。

--

6. 救護体制

6-(1) 救護員の配置状況

救護員の配置状況をご記入ください。

配置状況	1. 配置している ☐	2. 配置していない ☐	3. 監視員等が兼任 ☐
配置人員	名(常駐)		

6-(2) 救護員の資格要件

救護員の資格・受講等の要件をご記入ください。

--

6-(3) 救護用具

プール施設に配備される救護用具の主な品目と数量をご記入ください。

AED		担架		救急薬品(一式)		酸素吸入器	
その他							

7. その他(任意)

ご意見・ご要望等をご記入ください。

--

調査票は以上となります。ご協力ありがとうございました。

【別冊資料E】外部専門家による分析評価

1. プール安全管理の側面からの検討

本件事故の調査記録をもとにした、外部専門家によるプール安全管理の側面からの検討結果は次のとおりである。



令和4年8月5日

(令和4年12月19日付け見解により加筆)

橿原市総合プール重大事故調査会議 御中

特定非営利活動法人
日本プール安全管理振興協会
理事長 北 條 龍 治

プール安全管理等の側面からの検討（分析と評価）

はじめに

本件事故により、その尊い命を失うことになられた故人に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げ、標題について以下の見解を申し上げます。

1 検討（分析と評価）を行うにあたり

わが国においては、平成18年（2006年）7月31日の埼玉県ふじみ野市大井プール事故を契機に、はじめて社会的にプールの安全管理のあり方が問われるようになったと言っても過言ではありません。この事故により、国のプールの安全管

理に関する基準とされる「プールの安全標準指針」（平成 19 年 3 月 文部科学省・国土交通省）が策定されました。 ※特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会協力・監修

また、平成 23 年 7 月 31 日の大阪府泉南市砂川小学校プール事故を受けて、平成 24 年 6 月 25 日に警察庁生活安全局生活安全企画課より、警備業法の解釈として、他人の需要に応じて有償で委託を受けて行われるプールの監視業務は警備業に当たるとする事務連絡が発出されました。 ※特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会協力・監修

これらは、プールの安全管理に関する社会的規範を整備する契機となったものの、いまだ明確な基準や法の解釈も不十分で、各プール現場における理解も低く、その対応にも大きな偏りがあるため、未だこの国のプールの安全管理は、非常に未整備な状況にあると言えます。

そのため、既存の論拠や学術論文の引用などを示すことが難しく、また重大事故を未然に防ぐための本来あるべきプールの安全管理が広く普及しているとはいえないため、本件事故の検討（分析と評価）を行うにあたっては、必要な事項に対して、本来あるべきプールの安全管理状況と、既存（現状）のプールの安全管理状況を考慮し、見解を述べることにします。

2 事故起因と事故を重大化させた原因についての見解

本件事故の起因は、事故当事者の意志による潜水泳法（潜水潜行）の継続によって、過度の低酸素血症の状態に至り、水泳中に意識喪失となり溺水したことによるものと考えられます。 ※医学的見解による

しかし、これは水中での意識喪失に過ぎず、異常を発見し、早急に水中から引き揚げ、呼吸を確保するなど適切に対処を行っていたならば、人命に関わる重大事故に発展することは無かったと考えられます。このことから、事故発生当時のプールの安全管理体制や安全管理方法、また事故当事者が参加していた水泳実習の指導方法や安全管理のあり方に、事故を重大化させた原因があると考えられます。

1) 事故当事者の状況

事故当事者は、幼少期からスイミングスクールに通い、十分な泳力を備えていたとされることから ※聴き取り調査による、本件事故は、泳げない場合のパニック状態の

溺水とは異なり、潜水泳法（潜水潜行）における動脈血酸素分圧低下により、水面表層への浮上時点で意識喪失を起こしたものと考えられます。 ※監視カメラ記録映像による

事故当事者は、50m 公認プールを北端から潜水泳法（潜水潜行）により 11 時 14 分 42 秒頃から 11 時 15 分 33 秒頃まで 51 秒をかけて南端に到達しています。その間水中を泳ぎ、南端到達するに当たり、水面表層に浮上し頭部を水面に露出したか否かの様子後、動かなくなり、約 1 分 26 秒間程度水面表層付近に事故当事者の身体を確認出来ますが、その後に水中に没し、約 8 分 50 秒間経過したものと推定されます。意識喪失から③50m プール巡回監視員の発見に至るまで約 10 分 16 秒間を要しており ※監視カメラの記録映像による、その間に事故当事者の心臓及び脳の高度な低酸素状態が進行したものと考えられます。 ※医学的見解による

また、事故当事者は、以前に 50m の潜水泳法（潜水潜行）の経験があることを同行学生に示唆していることが推定されますが ※聴き取り調査による、事故当日に意識喪失を引き起こした間接的な要因としては、直前のプール利用における息こらえ

（蹴伸びの練習） ※聴き取り調査による、や水泳中の息継ぎで二酸化炭素の体内蓄積に関しての感受性が鈍くなっていた慣性 ※医学的見解による、前夜の睡眠時間、朝食を摂っていない可能性、脱水傾向の可能性がうかがわれること ※聴き取り調査による、などが考えられます。

しかし、このような生活や行動状況を、重大事故の直接的原因とすることは難しく、一つの間接的な起因と捉えるべきと考えます。 ※医学的見解による

なお、事故当事者が、潜水泳法（潜水潜行）が一般的に注意を受ける行為であることの認識を有していたものと推定でき ※聴き取り調査による、その危険性を十分に認識していた可能性は不明ですが、事故当時、50m 公認プールでは安全管理体制がとられ、また水泳実習指導監督下にもあり、同行学生等に潜水泳法（潜水潜行）を行うことを予め知らせていたとされることから ※聴き取り調査による、自然環境下の海や川において、単独で潜水潜行し、誰にも発見、救助されない状況であると認識するような場合とは異なり、事故当事者にとって、自らの行為が、容易に重大事故化することは予測し難い状況であったと考えます。 ※調査状況からの考察

以上のことから、本件事故の起因は、事故当事者の意志による潜水泳法（潜水潜行）の継続による意識喪失にあり、水中での意識喪失を重大化させてしまったことは、事故当事者が意識喪失して水没した後、約 10 分 16 秒間発見されず、救助されなかったことにより、事故当事者の心臓及び脳の高度な低酸素状態が進行

したことが要因と考えられます。 ※医学的見解による

2) プール管理業務受託者の状況

橿原市総合プールでは、指定管理者からプールの安全管理業務の再委託が行われていました。プール管理業務受託者は、プール施設（主に浄水機械、ウォータースライダー等の遊具）の保守管理等を受託するとともに、その関連性を以って夏期プール開設時のプール安全管理業務も請け負っていました。

プール管理業務受託者は、平成 24 年 6 月に警察庁生活安全企画課より発出された事務連絡により再認識された通り、外部委託によるプール監視業務は警備業に当たるとする警備業法の解釈を順守し、警備業法上は適正に業務を受託していたと考えます。 ※聴き取り調査による

しかしながら、警備業法上適正に配置された警備員指導教育責任者は職務としてのプール安全管理業務経験がなく、警備員の新任者研修における基本教育と併せた業務別教育においてもプールの安全管理指導を行うなど、専門性が低くなるを得ない教育指導状況にありました。プールの安全管理に関する知識や技術も、橿原市総合プールにおいて長年現場経験のあるアルバイトから情報を得るなどしていたと考えられ、専門機関より職務としてのプールの安全管理に関する知識や技術の習得は従来行われてこなかったものと考えられます。 ※聴き取り調査による

本件事故の前年にも重大事故が発生していたことから、①総括責任者においては、専門機関によるプールの安全管理に関する知識や技術の習得も図り、日本プール安全管理振興協会のプール安全管理者講習や、日本プールアメニティ協会のプール衛生管理者講習等の受講がなされています。 ※聴き取り調査による

しかしながら、これら専門機関のプールの安全管理に関する知識や技術が現場に十分導入されているとは言い難く、長年の業務経験で培われた現場独自のノウハウ（監視は水面を視る。プール内で危険な状況とは、水面で暴れるなどしている場合などと認識し、教育指導していたことなど）や独自の経験が重んじられる背景があったものと考えられます。 ※聴き取り調査による

また、重大事故発生時に必要となる救急救命処置に関しては、従来から奈良県広域消防組合による普通救急救命講習が受講されてきましたが、当該年度に関しては、スケジュール等の問題から受講はされていません。 ※聴き取り調査による

そのため、救急救命訓練用のダミーを準備し、日常的に自主訓練が出来るよう

な環境づくりがなされていました。 ※聴き取り調査による

しかしながら、消防署による普通救急救命講習は、本来善意の一般市民の初期救急救命行動への関わりを促す目的で行われているもので、人工呼吸の必要性などを敢えて除き、心臓マッサージやAEDの使用を中心とした教育となっています。プールにおける溺水事故では、呼吸が水により妨げられたことによる高度の低酸素酸状態に陥るという理由により、初期救急救命処置においては、人工呼吸（より高い濃度の酸素の供給）を最優先で行うことが重要とされています。 ※AHA プー

ル部会の見解

したがって、「胸骨圧迫-気道確保-人工呼吸（C-A-B）」の順ではなく、低酸素による心機能障害（呼吸原生心停止）に対処する観点から、2010年AHAガイドラインに添った従来の「気道確保-人工呼吸-胸骨圧迫（A-B-C）」の順での初期救急救命処置が求められます。本来、プールの安全管理に携る職務者に求められる教育内容は異なるものでなければならないのです。

本件事故に関して、前年事故時とは異なり専門教育機関の指導により、人工呼吸を併用した胸骨圧迫が行われた点では、プール事故に適応した初期救急救命処置が行われたものと考えられます。一方で、橿原市総合プールには、プール利用者の溺水事故等に備えて、プール開設時（昭和55年～）より高濃度酸素吸入器が配備されていましたが、長年にわたり本機材の存在自体が認識されず、救護室等に整備されないまま放置されており、高濃度酸素吸入器等の整備や活用がなされなかったことは、医療資格者の配備や関与等を含めて改善すべき点であったと言えます。 ※聴き取り調査による

現在、国内ではプールの安全管理に携わる職務者も善意の一般市民と区別されることなく、専ら消防署等による普通救急救命講習を受講することが常態化されています。プール管理業務受託者においても、例年、同講習会の受講を行ってきたことは、一般的な対処と言えます。事故の当該年度に限り、同講習会の受講がなされなかったことは適切な対処とは言えないものの、本件事故の重大化と、直接関係づけることは難しいと考えます。 ※聴き取り調査による

ただし、仮に高濃度酸素吸入器等の活用がなされていれば、事故当事者の低酸素脳症の進行を軽減することは出来た可能性も否めず、プール管理業務受託者の命を守る職務に対する意識や専門知識の低さを認めざるを得ません。 ※聴き取り調査によ

る

なお、前年の重大事故発生後、専門機関の講習を受講したことなどにより、本件事故においては、前年とは異なり、①総括責任者が A 引率教員から早々に人工呼吸を引き継ぎ、継続して行ったことなどは、評価すべきと考えます。

また、50m プールの適正な監視体制は 2 監視台、2 巡回監視員とされ、※日本プール安全管理振興協会指導教本による、本件事故発生時の 50m 公認プールには監視台は 1 基しか配置されておらず、監視員の配置は 1 監視台、1 巡回監視員でしたが、当時のプール利用者数を考えると配置数としては妥当であったと考えます。 ※監視カメラ記録映像による

ただし、具体的な監視方法については、マニュアルに定められていたはずの監視台と巡回監視員の配置（50m 公認プールの東西両側のプールサイドから監視を行う）や巡回経路が守られず、習慣的に臨機の対応とみなされ、50m 公認プール東側プールサイド中央（約 25m 地点）に配置された 1 監視台と同東側プールサイドにおいて自由遊泳エリアの利用者を主な対象として 1 巡回監視が行われていました。 ※監視カメラ記録映像、聴き取り調査による

なお、プール管理業務受託者は、50m 公認プールの東側自由遊泳エリアにおいて、利用者が潜って遊ぶことがよくあるため、注意するよう利用者対応がなされていたとの証言はあるものの、監視日報などではそのような指導をしていた記録が見受けられず、潜水行為への指導が不徹底であったことも否めないと考えます。

さらに、本件事故発生時 6～8 コースの利用者を泳力の有する者、指導者のいる団体とみなし、事故が起こり難いとの判断で、監視対象として同等に扱われず、巡回監視員の巡回もなかったことが考えられることから※監視カメラ記録映像による、事故当事者は、50m 公認プールで、直接潜ることへの注意は受けてはいないと考えられます。 ※監視カメラ記録映像、聴き取り調査による

本来プールの安全管理では、その監視エリアはプールの全水域（水底、水中、水面）を中心に、プール水域のみならず、プールサイド、また付帯するロッカー、シャワー室、更衣室、トイレなどの周辺施設をも含むとされています。 ※日本プ

ール安全管理振興協会指導教本による

本件事故においては、臨機の対応として、50m 公認プール東側自由遊泳エリアの利用者を主な対象として偏重した監視が行われ、6～8 コースの利用者を泳力を有する者、指導者のいる団体とみなし、事故が起こり難いと判断し、監視対象として同等に扱われていなかったことは、安全管理上大きな誤認であり、事故を見逃

し重大化させた問題と考えられます。 ※聴き取り調査による

なお、プール管理業務受託者による「監視は水面を視る。プール内で危険な状況とは、水面で暴れる」などとする教育では、泳げない場合のパニック状態の溺水と異なり、本件事故のように潜水泳法（潜水潜行）における動脈血酸素分圧低下により、意識喪失を起こし、静かに水中水底に沈んだ者を発見することは難しいと考えます。 ※聴き取り調査による

また、事故当事者は 50m 公認プール南端到達時に水中より浮上し、水面表層付近において意識喪失したと考えられ、その後、監視カメラ記録映像上、約 1 分 26 秒間程度、水面表層付近に事故当事者の身体が確認出来ることを考えると、水面を監視中も異常に気付くことが出来無かった問題が指摘できます。 ※監視カメラ記録映像、

聴き取り調査による

このほか、本件事故の発生日には、施設全体を巡回監視する全体巡視員が 4 名配備されてはいたものの、その職務や役割、巡回経路などもシステム化されてはならず、全体巡視員の適宜判断に委ねられていたことから、本件事故発生時、50m 公認プールへの巡回は無く、事故の回避や早期発見には、寄与することが出来なかったと考えます。 ※聴き取り調査による

そして、重大事故発生時の緊急対応態勢も十分に構築されていたとは言い難く、①総括責任者は、溺者発生の無線（第一報（推定））を受信後、事故状況や事故当事者の容態を即時に確認せず、一度は緊急対応の必要性はないと判断し、無線（第二報（推定））による「AED 要請」の受信により、重大事故と認知したものと考えられます。これ以降も①総括責任者として指示命令系統の中心となり、緊急時対応の指揮を執ったとは言い難く、①総括責任者を含む安全管理業務の従事者が連携せずに、それぞれの判断で臨機に対応したような状況が見受けられます。本件事故では、そのため溺者発生の直後に重篤な事故状況が把握され、即座に救急要請（119 番通報）が行われず、AED が要請され、①総括責任者が現場到着後に救急要請が行われており、緊急時対応として誤りが生じ、指揮命令系統の下でのシステマティックな救助救護活動が行われなかったものと考えられます。 ※

聴き取り調査による

なお、プールの安全管理上、非常に基本的な緊急時対応である事故発生時には二重事故を防止するため、他のプール利用者全員をプール水域から陸上に誘導するという判断と対処が行われていないことから、プールの安全管理に関する専

門機関の知識や技術が現場に十分導入されておらず、現場のノウハウや経験が重んじられた独自の安全管理業務が行われていたものと考えられます。 ※聴き取り調査による

また、同様に現場独自のノウハウと考えられることとしては、重大事故発生時の初期救命救急処置に、敢えて配置されている医療資格取得者（看護師）を関与させず（救護室における通常の救護業務が優先されるとする独自の理由）、酸素医療機器の取り扱い経験を持つ可能性のある医療資格取得者（看護師）が配置されているにもかかわらず、救護室内に整備されないまま放置されていた高濃度酸素吸入器、バックマスク式人工呼吸器などの機器の存在も認知しておらず、またこれらの活用も講じられることはなかったことが考えられます。 ※聴き取り調査による

以上のことから、プール管理業務受託者は、樫原市総合プールの管理に関しては、長年のノウハウや経験を積み重ね、一定の業務成果を上げていたことは認められますが、反面プール安全管理業務に関しては、専門機関などの知識や技術の導入に乏しく、現場独自のノウハウや経験が重んじられる背景があったことから、その専門性は低いものであったと考えます。 ※聴き取り調査による

そして、このような管理状況や事故対処能力の低さから、前年に引き続き事故を重大化させてしまった可能性は否めないと考えます。

3) 指定管理者の状況

樫原運動公園は、指定管理者制度によって管理運営されていますが、プール施設（主に浄水機械、ウォータースライダー等の遊具）の保守管理等、専門性を要するものは外部委託され、その関連性を以って夏期プール開設時のプール安全管理業務も、長年、同じ企業への再委託（随意契約）が行われてきました。 ※聴き取り調査による

そのため、プール施設の保守管理業務と安全管理業務は切り離せず、プール安全管理業務自体の品質や内容を他と比較し、問うには難しい環境にありました。また、一旦導入した機械設備等の入れ替えや、プール管理業務受託者が長年積み上げた運転管理ノウハウを習得することは容易ではなく、保守管理業務共々、安全管理業務も長年、随意契約が継続されてきたものと考えられます。 ※聴き取り調査による

また、国が求める「プールの安全標準指針」を参考にした管理運営において、

施設の保守点検整備などハード面に関する検査監督は、他と比較しても高い水準で適正に行われていたものの※プールの安全標準指針による、プール安全管理業務と言うソフト面に関しては、プール管理業務受託者の専門性を信頼し、全面的に委ねるほかになく、その業務内容や品質を適正に検査監督することは、専門性を必要とするため、難しかったと考えます。

なお、指定管理者としてプール施設の利用上の制限やきまり事項を表示し、施設入場口には総合的な案内として、「プール使用についてのきまり事項、飛びこんだり、もぐったりしないこと。」と表示されてはいたものの、放送案内等によって広く周知はされておらず、施設の利用規程も正式に定められていませんでした。※

聴き取り調査による

4) 市（施設設置者）の状況

橿原運動公園は、指定管理者制度によって指定管理者により管理運営され、夏期のプール開設時は、その安全管理業務が外部委託されています。

この場合、国が策定した「プールの安全標準指針」（文部科学省、国土交通省）によるプールの安全管理業務が適正に遂行されているか否かの検査監督は主に、業務発注者である指定管理者が行うべきものと考えますが、総務省の指定管理者制度の解釈として、「指定管理者の故意の過失も、設置者（施設所有者）の責任に帰する。」※指定管理者制度のすべて 成田頼明監修 第一法規版参照、とされるものもあります。また、公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で利用者に損害が生じた場合、または、公の施設の管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為が原因で利用者に違法に損害が生じた場合には、国家賠償法の規定により、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負うことも考えられることから、市（施設設置者）については、施設の保守点検整備をはじめ、指定管理者とその再委託によるプール安全管理業務受託者の業務の適正な遂行の検査監督も総覧すべきと考えます。指定管理者同様に、国が求める「プールの安全標準指針」を参考にした管理運営については、施設の保守点検整備などハード面に関する検査監督は他と比較しても高い水準で適正に行われていたものの、プールの安全管理と言うソフト面に関しては、プール管理業務受託者の専門性を信頼し、全面的に委ねるほかになく、その業務内容や品質を適正に検査監督することは、専門性を必要とするため、難しかったと考えます。

また、平成 27 年 8 月の重大事故を機に、再発防止のための安全管理強化策を講じ、プール管理業務受託者からの要望などを受け入れ監視員の配置数の増加、必要な予算の手当などを指定管理者共々に行っていることから、市（施設設置者）としては、プール施設の安全管理に応分の対応を講じていたと考えます。 ※聴き取り調査による

しかしながら、プール管理業務受託者からの要望が、必ずしも本件事故の防止に関わる、的確なものでは無かった可能性も考えられ ※聴き取り調査による、またプールの安全管理に関する専門機関による指導協力も施設の改善に関する市（施設設置者）からの依頼が主であり、プール管理業務受託者の総合的な安全管理品質を問い、その向上を求めるものでは無かったことから、重大事故を防ぐための抜本的な業務品質の改善が講じられない結果となってしまったことは残念であったと考えます。

橿原市総合プールの安全管理については、市（施設設置者）、指定管理者による安全管理予算への配慮、安全管理業務受託者との契約手続きなど、施設の保守点検整備（ハード面での監理）、前年度発生した事故に対する事故防止策への予算措置などは取られているものの、前年事故の原因究明や検証は十分に行われたとは言えず、再発を防止するための手立てとはならなかったことが悔やまれます。

また、指定管理者によるプール管理業務受託者との長年に亘る随意契約についても、プール管理業務受託者がプール施設の浄水機械等の製造メーカーの子会社と言う特異な状況にあったことと、機械設備の保守点検整備や施設清掃整備業務とともに一体として年間契約されていたため、他社との競合を図ることは難しく、長年の随意契約が継続した背景もこのような状況によるものと考えられます。

なお、指定管理者による安全管理業務（ソフト面）の監理については、一般常識的な業務監理は行われていたと考えますが ※聴き取り調査による、専門性の必要な監理に関しては、警備業認定も受けているプール管理業務受託者の専門性を信頼し、全面的に委ねるほかなく、その業務内容や品質を適正に検査監督することは難しかったと考えます。

まして、通常の施設運営業務とは異なり、プール事故防止能力、緊急時対応力などを検査、監督し監理すること非常に困難であったと考えます。

それだけに、長年随意契約に甘んじてきたプール管理業務受託者が、専門業者

として指定管理者、市（施設設置者）などクライアントからの信頼に応えられなかった責任は重いと考えます。

5) 水泳実習指導者等の状況

畿央大学水泳実習事故対策本部調査報告書による。

追記

従来から、この国では水の事故は致し方ないという固定概念が抱かれ、今日においても、人の手によってプールの安全は守れるとする価値観が希薄であります。

そのため事故は起きるときは起きると誤って認識され、人為的に事故を防止すること、万一事故が起きても重大化を防ぎ、死亡事故を回避すること、それが人の手によって成し得ると認識出来ていないことから、プール安全管理業務のプロと言える職務者の能力が問われず、「プール施設の運営管理者＝プロの安全管理者」という誤った認識が広く持たれてしまっている状況なのです。

本来、プール安全管理業務のプロと言える職務者は、能動的にプールでの事故を防止し、万一事故が発生した場合でも最善を尽くし、事故の重大化を防ぎ、死亡事故を回避することに全力を尽せる者でなければなりません。

このような価値観や認識、またプロと言える職務者の存在があまりに乏しい状況から、この国ではプールにおける重大事故が後を絶たず、また警察などによる事故の原因の究明も専門性を欠き、十分に適切なものとは言えず、プール事故の本当の原因究明、再発防止策が講じられることなく、司法においても、その事故の責任の問われ方も曖昧なものとなってしまっているのです。

プールの安全管理を生業とする者をプロと信頼し、高額な安全管理費を支払い安全に対する十分な手当てを行っていると感じていても、事故が起きるときは起こり、事故が重大化することを防げず、尊い命を守ることすら出来ない結果となった場合、プール管理業務受託者が刑事責任を問われれば、本来はクライアントである、その指定管理者も、またその施設設置者も刑事責任を問われ、担当した公務員は職責まで失うことになるなど、到底、認め難い理不尽なことが、この国では現実に起きているのです。

本件事故に関わりを持った私たちは、事故でその尊い命を失い、犠牲となられた

方々の思いを、決して無にしてしまうことなく、またその方々の生きた証を明らかに残すためにも、事故当事者家族、設置管理者及びプール管理業務受託者、外部専門家、協力者の立場や垣根を越え、力を一つに合わせ、本件事故によって気付き、反省し、得られたすべての大切なものを以って、この国のプールで尊い命が奪われないよう、死亡事故が無くなるよう、社会に貴重な提言を残すことこそが、真の事故の解決になるのではないかと考えます。

令和4年12月19日

橿原市総合プール重大事故調査会議
委員長職務代理 桑原 正樹 殿

特定非営利活動法人
日本プール安全管理振興協会
理事長 北條 龍治

橿原市総合プール重大事故に関する調査検証について（回答）

令和4年12月2日付けで貴会議よりご依頼のありましたプール安全管理に関する専門的見地からの見解を下記のとおり申し述べます。

記

令和4年11月23日付けで事故当事者家族から提出されました「橿原市総合プール重大事故調査報告書【素案】に関する意見について」における

《加筆を求める事項》2. プール監視員の健康状態や体調管理について

○第一〇章再発防止策（1）プール監視体制（p380）

「本件事故において、事故当事者の身体状態に関して様々な調査や検証が行われているが、一方で、プール監視員の健康状態や体調管理についても、調査や検証が必要であったのではないかと考える。なぜなら、人命を守るプール監視員の健康状態や体調管理は、監視行動のパフォーマンスに影響するからである。※これについては、畿央大学の引率者に関しても同様のことが言える。

プール監視員は、正常な健康状態や体調管理の基で業務に当たることが当然である。仮に、正常ではない状態で業務に当たっていたことが発見や救助行動の遅れにつながったのであれば、本件事故が重大化した要因の一つであった可能性を否定できない。

事故から6年半が経過した今、当時のプール監視員の健康状態や体調管理について再調査を求めることはしないが、事故調査報告書の「再発防止策」に記載しておくべき事項であり、強く加筆を求める。」

という意見については、プール監視業務は、人命の安全を預かり、水底・水中・水面を常に警戒して視ることが要求されるために、高い集中力の保持や、緊急時には救助に当たるなど、監視員の健康状態や体調管理が特に重要なものであると考えます。

また、本件事故におけるプール管理業務受託者も、警備業法の定めにより監視員雇用時に健康診断書を予め確認し、体調管理の重要性を教育指導するほか、プール監視業務においては、プール管理マニュアルに従って、朝礼時の体調確認や随時の体調不良に関する報告、休憩及び休暇を確保するための労務管理などが行われていたものと考えられます。

このような監視員の健康状態や体調管理を確保する取組がなされていたものの、監視員の日常的な健康状態等の確認結果が文書にまで記録はされていませんでした。

なお、関係者の聴き取り調査、および監視カメラ映像の解析においても、事故発生時に50mプールを担当していた監視員について、体調不良であったことを窺わせる申述や様子はなく、事故当事者家族からの意見における「仮に、正常ではない状態で業務に当たっていたことが発見や救助行動の遅れにつながったのであれば、本件事故が重大化した要因の一つであった可能性を否定できない。」とすることは難しいと考えます。

このことを踏まえ、「橿原市総合プール重大事故調査報告書（素案）」第十章 再発防止策（1）プール監視体制に、次の事項を補足すべきと考えます。

- ・ 監視員には自己の健康管理を徹底することを指導するとともに、出勤時の検温や体調確認等を記録し、体調不良や監視に支障が生じるおそれのある場合には業務に従事させるべきではないこと。
- ・ 監視員の集中力を保つため配置交代が可能な人員体制を常に確保し、熱中症対策など従事中の体調維持にも十分に留意する必要があること。

また、先に提出いたしました外部専門家による分析と評価においても、事故当事者の「脱水症状」について触れましたことから、事故当事者ご家族からの意見に対して、以下のように見解を述べます。

事故当事者の水分摂取が少なかった可能性を示す状況につきましては、同じく外部専門家である医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 救命救急科部長 鈴木信哉医師の具体的な見解に異存はありませんが、同行していた大学生らの聴き取り調査による申述、「50 のプールに入る前に休憩をしてたんですけど、ステージみたいところで、事故当事者がその時に大きなスポーツドリンク、2 リッター入りのスポーツドリンクを持ってたんですけど、まあ、半分ぐらいは飲んでたように思ったんで、そ

れが印象に残ってるんですけど。」

「確か 2L のものをすごいがぶ飲みしていたのを覚えています。」

「みんなよりひとときわ大きいスポーツドリンクの 2L やつを持って来てぐいぐい飲んでいたので、ちゃんと水分補給してるなと思った。」などの通り、事故当事者は事前に、水よりも吸収率が高いとされる（製造企業による比較）スポーツドリンクを準備し、積極的に水分補給を行っていたにもかかわらず、体内の脱水傾向の可能性があったことを窺わせる様子を十分改善出来なかった可能性があったことを申し添えます。

以上となります。

2. 医学等の側面からの検討

本件事故の調査記録をもとにした、外部専門家による医学等の側面からの検討結果は次のとおりである。

平成 31 年 3 月 22 日

(令和 4 年 12 月 16 日付け見解により加筆)

橿原市総合プール重大事故調査会議
(事務局) スポーツ推進課御中

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
救命救急科部長 鈴木信哉

医学等の側面からの検討（分析と評価の概要）

標記について以下に見解を申し上げます。

1 死因と死亡に至る経緯

事故当事者の直接の死因は蘇生後脳症であり、水泳中の意識喪失による溺水に起因しており、医療機関収容後の経過と死亡診断書に矛盾しない。

溺水の原因となった意識喪失については、息こらえ遊泳（潜水泳法）の継続により過度の低酸素血症の状態に至ったことが直接の病態と考えられるが、もう一つの可能性として、息こらえ遊泳の継続による過度の低酸素血症のため重篤な不整脈を誘発して、脳組織に有効な血液が供給されないことによる意識喪失がある。

1) 過度の低酸素血症が直接の原因とする意識喪失について

事故当事者は、50m 公認プールを北端から息こらえ遊泳により午前 11 時 14 分 42 秒頃から午前 11 時 15 分 33 秒頃まで 51 秒をかけて南端に到達している¹⁾。その間水中で遊泳して南端到着前に水面に頭を露出した後に水中に没し、その後再び水面に自ら浮上することがなかったことから、この水面に頭を露出した時点で意識喪失が起きたものと推定される。この意識喪失の直接の原因は 50m の息こらえによる水中移動で酸素が消費されて動脈血酸素分圧が意識を維持するレベルを下回ったことによると考えるのが妥当である。

ヒトの息こらえ限度は酸素を消費するエネルギー代謝によって生じる二酸化炭素の蓄積の程度に依存し、通常は呼吸の欲求に耐えきれず呼吸を再開するため、息こらえによる動脈血酸素分圧の低下は意識喪失を引き起こすまでには至らない。しかしながら、より長い息こらえが行われた場合には、より強い動脈血酸素分圧の低下が起こり意識喪失を来すようになる。息こらえを更に可能とする要因として（１）息こらえ前の過換気、（２）息こらえの練習効果、（３）息こらえしやすい体質が考えられる。本件においてこれらの要因は以下のようにになると考えられる。

（１）息こらえ前の過換気

息こらえの前に過換気を行い血液中の二酸化炭素のレベルを低くすると、二酸化炭素の蓄積まで時間を要するため長い息こらえが可能となるが、その分だけ動脈血酸素分圧は低くなり、意識喪失が起きやすくなる。この病態は、スイミングプールにおいて息こらえ遊泳でおきる意識喪失の通常の原因と考えられている²⁾³⁾。事故当事者が息こらえ遊泳前に過換気を行っていたかどうかの情報はないが、息こらえ潜水をするときに何回か大きく呼吸することによって長く潜れるようになることは容易に体得しやすいものであるため、以前から長い距離の息こらえ遊泳経験のある事故当事者が潜行前に大きく呼吸することが有利であることを知っていたとしても矛盾はない。

（２）息こらえの練習効果

息こらえは初回よりも回数を重ねることにより息こらえ時間が延び、息こらえを始めて数回で息こらえ時間が延びたまま一定になる⁴⁾が、事故当事者が 50m プー

ルに先立ち、25m プールで蹴のびの練習をしていることからある程度の息こらえの機会があり、休憩を挟んだあとの 50m プールでの 1 セット目の遊泳でも息こらえ時間を長くする練習にある程度なっていたと推定される。この 50m 水泳の息継ぎ法については映像では不明であるため推定の域をでないが、水泳時の呼吸は陸上での通常の呼吸法とは異なっており、息継ぎの仕方によっては二酸化炭素が蓄積傾向となり、その蓄積に対して感受性が鈍くなった可能性がある。

(3) 息こらえしやすい体質

息こらえ潜水を以前から行っている者は、息こらえ潜水を行わない者よりも、息こらえ時の二酸化炭素の体内蓄積に関しての感受性が鈍くなっており、長く息こらえができるという体質的な側面があるといわれている⁵⁾。息こらえ潜水において、息こらえ潜水経験がある者ほど意識喪失事故をおこしやすいといわれているのはこの理由による。事故当事者が以前から水泳に慣れ親しんでおり、息こらえ遊泳が 50m もの距離が可能であるという言動から、体質的に二酸化炭素の蓄積に寛容であり、その分著しい低酸素状態になりやすい素地があったと推定される。

以上から、意識喪失を引き起こすほどの長い息こらえが可能であったと推定するに矛盾しない状況であり、事故当事者が 50m の息こらえによる水中移動で酸素が消費されて高度の動脈血酸素分圧の低下をきたして意識喪失し、水没したものと推定される。

2) 過度の低酸素による重篤な不整脈の誘発について

事故当事者のプール実習前日の飲酒については確認されていないものの、前日の睡眠は 4 時間から 4 時間半と短く、救命処置中の吐しや物やプール実習当日の起床後の行動状況から朝食が摂取されていたかは不明であり仮に摂取されていない場合には血糖が低値の可能性があり、プール実習の休憩時間にスポーツドリンクを多飲して脱水傾向の可能性を窺わせる様子があった。また、一般のスポーツドリンクについては、脱水時の飲料として推奨されている経口補水液と比較すると糖質の濃度が高く、塩分濃度が低いため、体内組織の脱水状態の改善が速やかとは言えない。これらの状況から総合的に判断すると体調が万全であるとはいえない状態であった。息こらえ潜水に関する研究では、息こらえ潜水選手において

息こらえ潜水中に重篤な不整脈がでていることが観察されている⁶⁾ことを鑑み、当日の体調が不良であることが加味されると低酸素になる息こらえ遊泳においては意識喪失する重篤な不整脈が誘発されやすくなると考えても矛盾はない。

以上から、事故当事者が 50m 公認プールの水中で意識が消失した直接的要因は息こらえ遊泳により著しい低酸素状態になったことであるが、間接的要因としては、意識喪失を引き起こすほどの長い息こらえが可能であった状況が推定され、更に睡眠不足があり、脱水傾向の可能性があったことを窺わせる様子及び当日の朝食を取っていない場合には血糖が低値であった可能性については、著しい低酸素状態において重篤な不整脈や意識喪失を引き起こす間接的な要因であったと推定される。

2 救助時の身体的な状況

事故当事者は息こらえ泳法後の動脈血酸素低下による意識喪失から、発見後プールから引き揚げられて一次救命処置としての心肺蘇生術が開始されるまで、11 分 15 秒が経過している¹⁾ことから、事故当事者の心臓及び脳は高度の低酸素状態であったと考えられる。溺水の場合の心電図変化としては、通常、頻脈に引き続き除脈、無脈性電気活動、そして心静止となる⁷⁾が、溺水の初期心電図は AED が作動する心室細動や無脈性心室頻拍となることは少ない⁸⁾。プールサイドに救助後 AED が装着され最初に記録された波形には QRS パターンが認められており、心室細動や無脈性心室頻拍ではないため、この時点において AED は作動しないのは妥当である。

3 初期救急救命処置状況

救急隊へ引き継ぎ前の心肺蘇生の有効性については以下のとおりである。

1) 救出直後の人工呼吸の遅れ

溺水では呼吸ができないことによる高度の低酸素酸状態となっているという理由により、救急蘇生術においては人工呼吸を最優先で行うことが重要とされている⁷⁾⁹⁾。そのため、心肺蘇生術を可及的速やかに開始することが求められ、2010 年

AHA ガイドラインに添った胸骨圧迫-気道確保-人工呼吸（C-A-B）の順ではなく、低酸素による心機能障害に対処する観点から、従来の気道確保-人工呼吸-胸骨圧迫（A-B-C）の順となる⁷⁾⁹⁾。

記録¹⁰⁾では③50mプール巡回監視員に続いて A 引率教員による胸骨圧迫が行われた後に人工呼吸が行われており、この心肺蘇生術が始まってからの 36 秒間(午前 11 時 26 分 48 秒頃から午前 11 時 27 分 24 秒頃)は低酸素の血液が酸素欠乏組織に送られることになっており、救急蘇生術として有効ではなかったと考えられる。

2) 初期人工呼吸の不規性及び酸素の無投与

ヨーロッパ蘇生協議会が示す救急蘇生ガイドラインでは、最初の人工呼吸については気道に存在する水により肺が膨らみにくくなっていることから 2 回ではなく 5 回の吹き込みを推奨しており、その後 30 回の胸骨圧迫と 2 回の人工呼吸をバイタルサインが現れるまでもしくは二次救命処置に引き継ぐまで続けることになっている⁷⁾¹¹⁾。

事故当事者に対して A 引率教員による初回人工呼吸（午前 11 時 27 分 24 秒頃）が 11 秒の間にあったあと、看護師資格のある⑨流水プール 3 の監視員が心肺蘇生に加わる前までは、胸骨圧迫と人工呼吸の両方を A 引率教員が一人法で実施していて胸骨圧迫と人工呼吸の実施状況は当初不規則であった。その後、看護師資格を有する⑨流水プール 3 の監視員が胸骨圧迫を開始して(午前 11 時 31 分 08 秒頃)人工呼吸と役割分担してからは規則的な二人法による心肺蘇生となっている¹⁰⁾。その間の心電図波形は QRS パターンが維持されたまま次第に間隔が延びてゆき心静止に近い状態で救急隊に引き継がれている(午前 11 時 36 分 17 秒頃)。

溺水後の高度の低酸素状態に対して有効な人工呼吸が行われ速やかに酸素が供給されることが必要であるが、救急用酸素及び酸素を有効に供給するための器材がない場合の心肺蘇生の有効性には限界があり、今回の初期救急救命処置では QRS パターンが時間経過と共に間隔が延びていることから次第に心臓は衰弱していったものと推測される。

4 救急隊到着後の処置の有効性について

救急隊に引き継がれた時は心静止の状態であったが(午前 11 時 37 分)、酸素投与開始(午前 11 時 37 分)、気管挿管(午前 11 時 41 分)、静脈経路確保(午前 11 時 42 分)、アドレナリン投与(午前 11 時 43 分)により心拍が再開している。これは適切な処置により高度の低酸素状態が改善されたためと考えられる。

救急隊の処置の中で、気管内挿管の判断がなされたときに吸引器がなく一旦救急車に取りに行っているが、その間、気道確保と酸素投与が継続されるなか喉頭展開時に直射日光を⑧救護員により毛布で遮って明るさを調節するなど気管内挿管の操作自体は継続されて吸引器到着後に気管内挿管が完了している。吸引器が主に必要なのは気管内挿管後に気道内容物を挿管チューブから吸引するときであるため、吸引器はその処置に間に合っている。従って吸引器を救急車に取りに行ったことが救急処置に明らかに影響しているとは言えない。

5 改善が望まれる初期救急救命処置

救急隊に引き継がれ、気管内挿管と酸素投与が行われた後に心拍が再開していることを考慮すると、救急隊引き継ぎ前の初期救急救命処置（一次救命処置）において、救助後直ちに行われるべき息吹き込みと二人法による規則的な人工呼吸と胸骨圧迫及びその後のバッグバルブマスクによる酸素投与を行う心肺蘇生が実施されていたならば、低酸素脳症を軽減できた可能性がある。以下に推奨される初期救急救命について述べる。

1) 溺水に対する一次救命処置法の周知

溺水に対する一次救命処置について一般社団法人日本蘇生協議会がガイドラインを示しており「溺水では低酸素症の持続時間が転帰を決定する重要な因子であり、CPR では人工呼吸による酸素化が必要となる。」との記載がある¹²⁾が、具体的手順としての「心肺蘇生の最初に胸骨圧迫に先行して人工呼吸を行うこと（A-B-C 順）」の記載はない。また、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が市民用として監修した救急蘇生法の指針 2015¹³⁾では、「窒息や溺水による心停止、子

どもの心停止や救急隊が到着するまでに時間がかかる場合などでは、胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせた心肺蘇生を行うことが強く望まれます。」との記載はあるが、ここにも「A-B-C 順」の記載がない。従って溺水後の高度の低酸素状態に対処するために「心肺蘇生の最初に胸骨圧迫に先行して人工呼吸を行うこと」を救命処置にあたる関係者のみならず市民一般に周知されることが強く望まれる。

更に、人工呼吸による酸素化が重要であることから、確実な気道確保と人工呼吸のために救急蘇生に際しては二人法で行うことが推奨される。

2) 医療機器の整備と態勢

バッグバルブマスクによる酸素投与はプールで発生する溺水において低酸素脳症を軽減する有効な手段であるため、バッグバルブマスクと酸素（調整器付ボンベ）についてはプール施設に配備されることが推奨されるが、バッグバルブマスクによる人工呼吸については適切な訓練が必要な医療機器であり酸素は医薬品であるため、救急蘇生時の使用に際しては医療者である必要があり、医療者でない場合には必要十分な知識と経験が求められる¹⁴⁾。

当該施設においては、医療者である看護師は初期救命救急処置に関与しない態勢となっており改善が求められる。また、医療者である看護師が救命救急処置に関与できない状況も想定して、医療者でないプール安全管理関係員に対してはバッグバルブマスク及び酸素を使用するのに十分な知識と経験を付与することが望まれる。

実際に有効な救命救急処置が可能であるかについては、個々の訓練や技能評価のみならず、関係者の役割分担や連携、関連機器作動確認を含めた全体の模擬訓練を定期的の実施して、関連の専門的な観点からの評価を受け、フィードバックしながら状況に応じた対応を可能として維持できるようにすることが推奨される。

3) 救命救急処置関係者に対する感染防御

本件においてはA 引率教員、①総括責任者共に感染防御具を用いることなしに自らの口を事故当事者の口に直接当てて人工呼吸を行っている。感染リスクを躊躇

することなく救命のために人工呼吸されたことは人道的に尊いことではあるが、救命救急処置を行う者の感染防御の観点からは器具を用いない人工呼吸は推奨されない。プール実習引率者及びプール安全管理関係員においては感染防御のための人工呼吸用補助具を予め常時携行し直ちに使用できるようにしておくことが強く望まれる。

6 事故防止の観点からの推奨事項

1) 溺水に備えた監視法について

溺水に備えた監視法について、本件の監視業務関係者の聞き取りから、特に水面の状況に注意して監視するということが挙げられているが、泳げない場合のパニック状態の溺水と異なり、息こらえ遊泳における動脈血酸素分圧低下による意識喪失は突然に起こるものであり、パニック状態になることはなくそのまま静かに水没する。従って息こらえ遊泳による溺水に対しては、水面を注視する監視で察知することはほとんど不可能である。監視方法あるいは監視技術について検討を要する。

2) 息こらえ遊泳及び過換気の危険性の周知

息こらえ遊泳が危険であり、監視で捉えることが容易ではなく溺者の発見が遅れて重大な事故を起こしやすいことについてプール利用者へ周知することが必要である。特に過換気の危険性については安全管理の観点から決して過換気を行って水泳することのないように注意喚起されることが強く推奨される¹⁵⁾。

3) 水泳を行う前の体調管理

水泳を始める前には、飲酒の有無、食事の摂取、脱水の有無、睡眠時間、なんらかの症状や異常がないかについて必ず確認するという体調管理が利用者に求められる。

以上です。

参考資料

1) 樫原市総合プール重大事故調査会議 調査記録 No.4 関係者行動記録

- 2) U. S. Navy Diving Manual. Revision 7, Naval Sea Systems Command Publication NAVSEA 0910-LP-1156-1921, 2016.
- 3) Boyd C, Levy A, McProud T, Huang L, Ranases E, Olson C. Centers for Disease Control and Prevention (CDC). Fatal and nonfatal drowning outcomes related to dangerous underwater breath-holding behaviors - New York State, 1988-2011. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2015;64(19):518-21.
- 4) Sterba JA Lundgren CEG. Diving bradycardia and breath-holding time in man. Undersea Biomed Res 1985;12(2):139-50.
- 5) Delapille P et al. Ventilatory responses to hypercapnia in divers and non-divers: effects of posture and immersion. Eur J Appl Physiol 2001: 97-103.
- 6) Ferrigno M et al. Cardiovascular changes during deep breath-hold dives in a pressure chamber; J Appl Physiol 1997: 1282-90.
- 7) Szpilman D, Bierens JJ, Handley AJ, Orlowski JP. Drowning. N Engl J Med. 2012;366(22):2102-10.
- 8) Grmec S, Strnad M, Podgorsek D. Comparison of the characteristics and outcome among patients suffering from out-of-hospital primary cardiac arrest and drowning victims in cardiac arrest. Int J Emerg Med. 2009;2(1):7-12.
- 9) Vanden Hoek TL, Morrison LJ, Shuster M, Donnino M, Sinz E, Lavonas EJ, Jeejeebhoy FM, Gabrielli A. Part 12: cardiac arrest in special situations: 2010 American Heart Association guidelines for cardiopulmonary resuscitation and emergency cardiovascular care. Circulation. 2010;122(suppl 3): S829 ?S861.
- 10) 橿原市総合プール重大事故調査会議 調査記録 No.5 初期救急救命処置の状況
- 11) Soar J, et al. European Resuscitation Council Guidelines for Resuscitation 2010 Section 8. Cardiac arrest in special circumstances: Electrolyte abnormalities, poisoning, drowning, accidental hypothermia, hyperthermia, asthma, anaphylaxis, cardiac surgery, trauma, pregnancy, electrocution. Resuscitation. 2010 Oct;81(10):1400-33.
- 12) 一般社団法人 日本蘇生協議会「JRC 蘇生ガイドライン 2015 オンライン版」

<http://www.japanresuscitationcouncil.org/jrc> 蘇生ガイドライン 2015 オンライン版を公表致します/ (2018 年 4 月 12 日アクセス)

13) 厚生労働省. 救急蘇生法の指針 2015 市民用. 日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修. http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_osei/sisin2015.pdf. (2018 年 4 月 12 日アクセス)

14) 厚生労働省. 「卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について」厚生労働省医薬食品局総務課. 事務連絡(平成 23 年 3 月 31 日)

15) 文部科学省. 学校体育実技指導資料第 4 集「水泳指導の手引(三訂版)」. 第 4 章水泳指導と安全.

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm (2019 年 3 月 21 日アクセス)

令和元年 6 月 6 日

橿原市総合プール重大事故調査会議
(事務局) スポーツ推進課御中

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
救命救急科部長 鈴木信哉

本件事故の分析評価への補足並びに意見に対する見解

標記について以下に示す項目毎に医学的見解を申し上げます。

ア 救急隊到着（引継ぎ）時の心肺状態及び A E D 解析記録が示す「要除細動」について、及び救急隊員への引き継ぎが適切であったかについて

AED-2100 を取り外す直前の心電図波形では、心肺蘇生行為で人工的に生じる波形のなかに QRS パターンが 20 秒間に不規則に 6 個認められ極度の除脈状態となっており、無脈性電気活動から心静止に推移する過程と考えられる。溺水により心臓が極度の低酸素状態になったときに生じる経過に矛盾しない。前見解で述べたとおり、溺水後の高度の低酸素状態に対しては有効な人工呼吸が行われ速やかに酸素が供給されることが必要であるが、救急用酸素及び酸素を有効に供給するための器材がない場合の心肺蘇生の有効性には限界がある。心電図波形は QRS パターンが維持されたまま次第に間隔が延びてゆき心静止に近い状態で救急隊に引き継がれている状態から、救急隊引き継ぎ前の心肺蘇生は有効ではなく次第に心臓は衰弱していったものと推測される。

無脈性電気活動あるいは心静止に対して AED は作動しない。しかしながら心肺蘇生中の胸骨圧迫動作により心室頻拍様の波形となったため、要除細動と判定されたものと考えられる。胸骨圧迫動作をやめると心室頻拍様の波形がなくなり、心静止に近い無脈性電気活動であるため AED は作動しないことになる。

救急隊に引き継がれた後、酸素投与開始、気管挿管、静脈経路確保、アドレナリ

ン投与により心拍が再開している。適切で有効な処置が取られている。

イ 救急要請（119 番通報）に要した時間と、その手順（判断や行動）が適切であったのか、また救急要請に要する時間の短縮について

AED 要請の判断とタイミングは適切であったが、AED 要請と同時に救急要請すべきであった。救急用酸素及び酸素を有効に供給するための器材がない場合の心肺蘇生の有効性には限界があるため、AED が必要と判断したら直ちに救急要請しなければならない。

救護態勢として AED を持ってくる人と救急要請する人は別にしなければならない。本件では、AED を現場にもってくる人と救急要請する人は同一であったため救急要請が遅れている。誰が AED を用意するか、誰が救急要請をするかという救護態勢を見直す必要がある。前見解で述べたとおり、関係者の役割分担や連携、関連機器作動確認を含めた全体の模擬訓練を定期的を実施して、関連の専門的な観点からの評価を受け、フィードバックしながら状況に応じた対応を可能として維持できるようにすることが推奨される。

ウ 警備員指導教育時に全監視員が受講したとされている水難救助法及び救急救命の訓練の内容や効果（実効性）について、また監視におけるポイントや溺水者の状態に関する認識について

前見解で述べているとおり、救出直後の人工呼吸の遅れ及び初期人工呼吸に不規則性がみられており、救急蘇生術においては人工呼吸を最優先で行なわなければならない人工呼吸が重要であることが救護にあたった関係者に認識されていなかった。この点において訓練の実効性は結果としてなかったと考えられる。

しかしながら、これも前見解で指摘しているが、溺水に対する一次救命処置について一般社団法人日本蘇生協議会がガイドラインを示しており「溺水では低酸素症の持続時間が転帰を決定する重要な因子であり、CPR では人工呼吸による酸素化が必要となる。」との記載があるものの、具体的手順としての「心肺蘇生の最初に胸骨

圧迫に先行して人工呼吸を行うこと（A-B-C 順）」の記載はない。また、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が市民用として監修した救急蘇生法の指針 2015 では、「窒息や溺水による心停止、子どもの心停止や救急隊が到着するまでに時間がかかる場合などでは、胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせた心肺蘇生を行うことが強く望まれます。」との記載はあるが、ここにも「A-B-C 順」の記載がない。従って溺水後の高度の低酸素状態に対処するために「心肺蘇生の最初に胸骨圧迫に先行して人工呼吸を行うこと」が救命処置にあたる関係者に周知されているとは言い難い現状がある。

なお、この人工呼吸については、救命救急処置関係者に対する感染防御の観点からも前見解で述べているとおり改善が必要である。本件においては A 引率教員、総括責任者共に感染防御具を用いることなしに自らの口を事故当事者の口に直接当てて人工呼吸を行っている。感染リスクを躊躇することなく救命のために人工呼吸されたことは人道的に尊いことではあるが、救命救急処置を行う者の感染防御の観点からは器具を用いない人工呼吸は推奨されない。プール実習引率者及びプール安全管理関係員においては感染防御のための人工呼吸用補助具を予め常時携行し直ちに使用できるようにしておくことが強く望まれる。

溺水に備えた監視法については前見解で述べている。本件の監視業務関係者の聞き取りから、特に水面の状況に注意して監視するということが挙げられているが、泳げない場合のパニック状態の溺水と異なり、息こらえ遊泳における動脈血酸素分圧低下による意識喪失は突然に起こるものであり、パニック状態になることはなくそのまま静かに水没する。従って息こらえ遊泳による溺水に対しては、水面を監視する監視で察知することはほとんど不可能である。水面に加え水中、水底を監視することについての監視方法あるいは水中モニターなどの監視技術について検討を要する。

エ 救護員（看護師等の有資格者）の配置と応急措置実施状況等について、事故当時の運営管理体制や事故（溺水者等）発見時の対応実態が適切であったか

前見解のとおりである。

バッグバルブマスクによる酸素投与はプールで発生する溺水において低酸素脳

症を軽減する有効な手段であるため、バッグバルブマスクと酸素（調整器付ボンベ）についてはプール施設に配備されることが推奨されるが、バッグバルブマスクは適切な訓練が必要な医療機器であり酸素は医薬品であるため、救急蘇生時の使用に際しては医療者である必要があり、医療者でない場合には必要十分な知識と経験が求められる。

当該施設においては医療者である看護師が初期救命救急処置に関与するように改められなければならない。これに伴い、看護師が初期救命救急処置に関与する間は連絡調整する人員を救護室に配置するなどの救護室管理態勢についても検討する必要がある。また、医療者である看護師が救命救急処置に関与できない状況も想定して、医療者でないプール安全管理関係員に対してはバッグバルブマスク及び酸素を使用するのに十分な知識と経験を付与することが望まれる。

なお、前見解でも触れているが、看護師資格を有する流水プール3監視員が胸骨圧迫を開始して、人工呼吸を行う者と胸骨圧迫を行う者が役割分担してからは規則的な二人法による心肺蘇生となっている。このことは初期救命救急活動において看護師が関与することの重要性を実証しているものである。

以上です。

令和 4 年 10月5日

橿原市総合プール重大事故調査会議
委員長職務代理 桑原正樹様

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
救命救急科部長 鈴木信哉

橿原市総合プール重大事故の検証に関する協力（回答）

「橿原市総合プール重大事故調査報告書（素案）」及び「同報告書別冊資料編」について下記のとおり回答いたします。

記

事故の原因及び再発防止策については、当職の医学的な側面からの検討内容が適切に反映されており、特に修正・追加はありません。

その他の部分については以下の医学的注釈及び誤字修正が必要です。

- 1 素案 251 ページ「私はその時に右手首で脈だけ取ったが、強くはなかったが緩く打っていたように感じた。」「心電図を測ってくれていると思うが、その時は何か信号があったのかと思った。その前に脈を取った時には脈があったので、その時も脈があったと感じた。」について

体表面で最も低い血圧まで触れる場所は総頸動脈（胸鎖乳突筋と甲状軟骨の間）でおよそ 60mmHg まで触れます。この頸動脈が触れない場合には有効な心拍がないと判断して胸骨圧迫を実施することになります。一方、手首の動脈（橈骨動脈）は 80mmHg ぐらいから触れるようになりますが、この手首の脈があるかないかで胸骨圧迫の要否を判断しません。

なお、胸骨圧迫中であれば脈が触れることがあるので胸骨圧迫を止めて脈をみる必要があります。

- 2 素案 265 ページ「＜日本光電工業株式会社の見解（参考）＞」について
心電図に現れている QRS 波は、心静止前の無脈性電気活動（PEA）すなわち心電図では正常な波形のように見えるものの脈拍が触れない状態である可能性が高く、自己心拍があると断言できません。

3 誤字修正

No.	誤字	修正	該当ページ	備考
1	人口呼吸	人工呼吸	255	
2	人口呼吸	人工呼吸	281	2 箇所

以上です。

令和 4 年 12月16日

橿原市総合プール重大事故調査会議
委員長職務代理 桑原正樹殿

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
救命救急科部長 鈴木信哉

意見書に対する見解

令和 4 年 11 月23 日付けで事故当事者家族から提出されました「橿原市総合プール重大事故調査報告書【素案】に関する意見について」で言及されている「脱水」について下記のとおりの見解となります。

記

体液量が異常に減少した状態を一般に脱水症といますが、正常のヒトの場合、水分摂取量が少なく体液量が減少して脱水傾向にあると口渇を感じて飲水することになります。

事故当事者の水分摂取が少なかった可能性を示す状況として、救命処置中の吐しや物やプール実習当日の起床後の行動状況から朝食が摂取されていなかった可能性があり、食事からとる水分摂取がなかった場合には相応の脱水傾向であったことが推察されると考えています。また、生理学的にもプールに入るなど水に身体が漬かることにより腎臓からの尿排泄が促進される傾向にあるため、休憩前の 25m プールでの水泳で脱水傾向が助長していた可能性があります。50m プールの事故発生日11 時頃の測定記録では気温が 31℃、水温が 30～30.5℃であり、発汗に応じた水分補給が更に必要な状態であったと考えられます。

そして、以下の引率教員及び学生からの聞き取り情報から、脱水傾向を改善するため 1 L 程度の水分補給がされていた可能性があったと思料しています。

「50 のプールに入る前に休憩をしてたんですけど、ステージみたいなところで、事故当事者がその時に大きなスポーツドリンク、2 リッター入りのスポーツドリンクを持っていたんですけど、まあ、半分ぐらいは飲んでたように思ったんで、それが印象に残ってるんですけど。」

「確か 2L のものをすごいがぶ飲みしていたのを覚えています。」

「みんなよりひときわ大きいスポーツドリンクの 2L やつを持って来てぐい

ぐい飲んでいたので、ちゃんと水分補給してるなと思った。」

また、一般のスポーツドリンクについては、脱水時の飲料として推奨されている経口補水液と比較しますと糖質の濃度が高く、ナトリウムなどの電解質濃度が低いため、体内組織の脱水状態が速やかに改善するわけではありませんので、50m プールに入る前までのスポーツドリンク飲水では脱水改善効果が十分に得られていなかった可能性があります。

以上となりますが、報告書別冊資料編で事故当事者家族からご指摘いただいた部分は下記のとおり変更するのが妥当と考えております。変更部分は下線部の追加となります。なお、スポーツドリンクの糖質についてですが、スポーツドリンクの例としてアクエリアス、ポカリスエット 1 L 中の糖質はそれぞれ 47g、62g であり、カロリー量としては 188kcal、248kcal となり、成人男子の一日の摂取カロリーの約 10 分の 1 となり量的に少ないのと、運動時のカロリー補給としても少ないこと、ドリンク摂取後速やかに吸収されるわけではないので「血糖が低値の可能性」と修正しました。

報告書別冊資料編 P46※1

事故当事者のプール実習前日の飲酒については確認されていないものの、前日の睡眠は 4 時間から 4 時間半と短く、救命処置中の吐しや物やプール実習当日の起床後の行動状況から朝食が摂取されていたかは不明であり仮に摂取されていない場合には血糖が低値の可能性があり、プール実習の休憩時間にスポーツドリンクを多飲して脱水傾向の可能性を窺わせる様子があった。また、一般のスポーツドリンクについては、脱水時の飲料として推奨されている経口補水液と比較すると糖質の濃度が高く、塩分濃度が低いため、体内組織の脱水状態の改善が速やかとは言えない。これらの状況から総合的に判断すると体調が万全であるとは言いがたい状態であった。

報告書別冊資料編 P47※2

以上から、事故当事者が 50m 公認プールの水中で意識が消失した直接的要因は息こらえ遊泳により著しい低酸素状態になったことであるが、間接的要因としては、意識喪失を引き起こすほどの長い息こらえが可能であった状況が推定

され、更に睡眠不足があり、脱水傾向の可能性があったことを窺わせる様子及び当日の朝食を取っていない場合には血糖が低値であった可能性については、著しい低酸素状態において重篤な不整脈や意識喪失を引き起こす間接的な要因であったと推定される。

以上となります。

<事故調査会議 補足>

- ※1 橿原市総合プール重大事故調査報告書（素案）別冊資料編での該当ページを示し、本報告書別冊資料編では 53 ページを示す。
- ※2 橿原市総合プール重大事故調査報告書（素案）別冊資料編での該当ページを示し、本報告書別冊資料編では 54 ページを示す。